

第2 災害対策本部の設置

1. 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

市長は、次の基準に従って八街市災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。担当職員は、次の基準に従って本部体制をとる。

体制	配備基準	活動内容	配備体制	
第1 配備	(1) 市域で震度5強の地震を観測したとき（自動配備） (2) 地震により市域で局地的な被害が発生したとき (3) 東海地震予知情報（警戒宣言）が発表されたとき（自動配備） (4) その他状況により市長が必要と認めるとき	・局地的な災害に対する応急対策活動（被災状況の調査、情報収集、負傷者の救出救護、避難誘導、広報） ・第2配備に移行できる体制	第1 配備体制担当者 ・本部事務局は職員全員 ・その他の部は約2/3の職員	避難場所への配備はあらかじめ指定されている職員をもって対処する
第2 配備	(1) 市域で震度6弱以上の地震を記録したとき（自動配備） (2) 市域に地震に関する特別警報が発表されたとき (3) 市域に大規模な被害が発生したとき (4) その他状況により市長が必要と認めるとき	・災害に対する必要な応急対策活動（被災状況の調査、情報収集、負傷者の救出救護、避難誘導、広報）	・全職員をもって対処する	

(2) 設置場所

本部は、第4庁舎第4会議室に設置する。

また、第4庁舎が使用不可能な場合は、総合保健福祉センター等に設置する。

(3) 現地対策本部

本部長（市長）は、応急対策を実施するうえで必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

2. 災害対策本部の運営

(1) 本部の構成

本部の構成は、次のとおりとする。

〈本部の構成〉

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
本部員	総務部長、市民部長、経済環境部長、建設部長、水道課長、教育次長、議会事務局長、会計管理者、農業委員会事務局長、監査委員事務局長、消防団長
本部事務局、部、班	資料編「資料1-6 八街市災害対策本部事務分掌表」を参照
本部連絡員	各部の主管庶務担当班長

第3章 第1節 災害応急活動体制

スト画面で気象情報を収集し、その経過及び今後の予報に基づき、八街市への影響を監視する。

3. 警戒体制の解除

防災課長は、市域に被害が発生していないときは、市長に報告し、警戒体制を解除する。

第2 災害対策本部の設置

1. 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

市長は、次の基準に従って八街市災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。担当職員は、次の基準に従って本部体制をとる。

体制	配備基準	活動内容	配備体制	
第1 配備	(1) 次の気象情報が発表され、市長が必要と認めたとき ア 記録的短時間大雨情報 イ 土砂災害警戒情報 (2) 市域の複数箇所で被害が発生したとき (3) その他状況により市長が必要と認めたとき	・局地的な災害に対する応急対策活動（被災状況の調査、情報収集、負傷者の救出救護、避難誘導、広報） ・第2配備に移行できる体制	第1配備体制担当者 ・本部事務局の全職員 ・本部事務局を除く部は約2/3の職員	避難所への配備はあらかじめ指定されている職員をもって対処する。
第2 配備	(1) 市域に大規模な被害が発生したとき (2) 市域に気象等に関する特別警報が発表されたとき (3) その他状況により市長が必要と認めたとき	・災害に対する必要な応急対策活動（被災状況の調査、情報収集、負傷者の救出救護、避難誘導、広報）	・全職員をもって対処する。	

(2) 設置場所

本部は、第4庁舎第4会議室に設置する。

また、第4庁舎が使用不可能な場合は、総合保健福祉センター等に設置する。

(3) 現地対策本部

本部長（市長）は、応急対策を実施するうえで必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

2. 災害対策本部の運営

(1) 本部の構成

本部の構成は、次のとおりとする。